

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 消費者行政推進事業
-------------------	------------------------

区分	番号	名 称	
章	2	自然とともに暮らすまち	
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり	
施策	4	安全な消費生活の確保	
小分類	1	消費者対策の充実	
主要な施策	1	消費者意識の啓発及び学習機会の充実	
事務事業番号	001	事務事業コード	23411001
		事業開始年度	平成 - 年度
		事業終了年度	平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	消費者行政推進経費
------	------	------------	-----------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービス G
-----	-------	-------	----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費生活にかかる情報の収集、調査、提供、消費動向及び物価の調査ならびにその対策・消費者団体の育成・指導・消費生活相談等の施策について総合的に推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を確保する。									
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffffcc;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活の啓発</li> <li>・消費生活相談員の配置</li> <li>・消費生活相談の実施</li> <li>・登別消費者協会への委託内容                     <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>物価調査（月1回）</td> <td>委託料年額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>商品試買量目調査（年2回）</td> <td>委託料年額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談業務</td> <td>委託料年額</td> <td>100,000円</td> </tr> </table> </li> </ul>	物価調査（月1回）	委託料年額	50,000円	商品試買量目調査（年2回）	委託料年額	50,000円	消費生活相談業務	委託料年額	100,000円
物価調査（月1回）	委託料年額	50,000円								
商品試買量目調査（年2回）	委託料年額	50,000円								
消費生活相談業務	委託料年額	100,000円								
成果	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 市民の消費生活上で利益の擁護・推進と消費者としての権利を確保し、市民生活の安定と向上に資する。									
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 消費者基本法、登別市消費生活条例									

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	消費生活相談のうち問題を解決した件数	件	目標値	300	300	300	300	300
			実績値	152	/	/	/	/
	いわゆる悪質商法等に巻き込まれたものの相談により被害を免れた金額	千円	目標値	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
			実績値	9,730	/	/	/	/

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円					0
	道支出金	名称	千円					0
	地方債	名称	千円					0
	その他	名称	千円			300		300
	一般財源	名称	千円	281	281	519	393	393
合 計			281	281	819	393	393	1,605
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	3,465	889			
		嘱 託 員	千円	2,251	4,855			
		臨時職員	千円	0	0			
		合 計		5,716	5,744			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ (根拠法令) 消費者基本法により、消費者政策を推進する責務が定められているため、本事業を実施していくことは妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 消費生活相談を通じ、市民の消費生活の安定や向上を確保しており、成果があると考える。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 啓発活動等を充実し、広く市民に周知・浸透させることにより、消費者問題に悩むより多くの市民を救済することが可能である。また、消費生活センターの相談員を2名体制にすることで、より多くの消費者問題に悩む市民を救済することが可能となる。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 近年、消費者問題が多様化している中で、消費生活センターの相談員を2名体制にする等、様々な消費者問題に対応できるよう今後も体制を強化していく必要があることから、現状のコストを削減することは難しい。

担当グループによる評価

維 持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	近年、消費者問題が多様し、高齢者を狙った次々販売の被害やリフォームに関する消費者被害が増加傾向にあり、景気の長引く低迷から多重債務等の専門性が必要となる相談も増加している。SF商法（催眠商法）等、行政として介入すべき案件も多いことから、消費生活相談事業の継続が妥当であると判断する。
-----	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維 持	備考
-----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）